

「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」について

平成28年9月に区内認可保育施設において午睡中に発生した死亡事例に関し、「板橋区保育施設等における事故検証委員会」から、事故の再発防止のための「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」が提出されたので、下記のとおり報告する。

記

1 検証委員会の概要と検証経過

「板橋区保育施設等における事故検証委員会設置要綱」（平成30年3月22日区長決定）に基づき、保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある医師、弁護士、学識経験者、保育関係者の5名で構成する検証委員会を設置し、平成30年6月28日の第1回検証委員会から、保護者及び保育従事者等へのヒアリングを含め計9回の委員会を開催し、検証を行った。

2 事例の概要

平成28年9月2日（金）に、区内の認可保育施設において、1歳2か月の男児（0歳児クラス）が、午睡中に心肺停止状態となっているところを担任保育士に発見され、応急処置を施された後に、区内の医療機関に救急搬送されたものの、その後、死亡が確認された。

施設についての基本的事項は、次のとおりである。

開設年月日	平成28年4月1日
設置者	株式会社
設置者の事業内容	認可保育所運営、東京都認証保育所運営、小規模保育所運営、自治体保育室運営
認可定員	100名（0歳児6名、1歳児18名、2歳児19名、3歳児19名、4歳児19名、5歳児19名）

3 本事例における課題の抽出・分析

(1) 課題の抽出・分析にあたっての考え方

報告書の作成時点においても、警察による捜査は継続されており、本事例における直接的な死因は、未だ、不詳とされている。

検証委員会では、直接の死因に捉われることなく、主に、子どもが午睡時に命を失うようなリスクの排除や、異常事態が発生した際の保育従事者の適切な行動に着目し、事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスについて、関係者へのヒアリングや保護者及び事業者からの提出資料に基づき、課題の抽出と分析を行った。

(2) 課題の分析について

検証委員会において抽出した①から⑤の課題について、次の点に着目し、分析を行った。

課題① 午睡中の保育に関すること
<ul style="list-style-type: none">・午睡中に SIDS 対策や窒息リスクの除去が実施されていたか。・午睡中に十分な保育体制が確保されていたか。
課題② 重大事故発生時の適切な対応について
<ul style="list-style-type: none">・重大事故発生時に、救命処置を始めとした適切な対応を行うことができたか。
課題③ 研修の実施体制について
<ul style="list-style-type: none">・救命講習を始めとした子どもの安全確保に関する研修を含め、保育従事者が十分に研修を受講できるような体制が整えられていたか。
課題④ 事故検証のあり方について
<ul style="list-style-type: none">・検証の実施に関わる問題点、保護者への事故後の情報提供、検証の実施時期のあり方が適切であったか。
課題⑤ 本施設の職員配置全般について
<ul style="list-style-type: none">・①から④の課題の分析を踏まえ、本施設において十分な職員配置がされていたか。

4 重大事故再発防止策の提言

課題の分析を踏まえ、行政、保育施設の設置運営事業者及び保育施設に対し、重大事故再発防止策が提言された。

(1) 行政に対する提言

午睡時の保育に関する提言	
提言 1	うつぶせ寝の危険性など睡眠時の保育に関する留意事項をあらためて周知し、睡眠時の呼吸等の確認について、その手法を明示すること【国・都・区】
重大事故発生時の適切な対応に関する提言	
提言 2	重大事故発生時及び発生後の対応について、保育施設と連携し、必要な指導、助言を行うこと【区】
研修に関する提言	
提言 3	緊急時対応や救命訓練など、子どもの安全に関する研修機会の充実を図ること【区】
事故検証のあり方に関する提言	
提言 4	重大事故が発生した場合に、速やかに検証が行える仕組みを構築すること【区】
提言 5	検証に必要な情報が、容易に入手できる仕組みの検討、構築を図ること【国・区】
提言 6	重大事故の被害に遭われた児童の保護者への情報提供が、適切に行われる仕組みを構築すること【区】
職員配置や職員体制に関する提言	
提言 7	保育士の年齢別配置基準の見直しを行うこと【国・都・区】
提言 8	保育人材を確保するための施策の充実に努めること【国・都・区】
その他の提言	
提言 9	日頃の施設の運営及び保育の状況を把握し、保育施設に対して迅速かつ丁寧に指導、助言できる体制の構築を図ること【区】
提言 10	保育の質を確保するため、保育施設における子どもの安全面の向上に努めること【区】

(2) 事業者及び保育施設に対する提言

午睡時の保育に関する提言	
提言 1	うつぶせ寝の危険性など睡眠時における必要な知識を再認識し、睡眠時の呼吸等の確認については、国のガイドラインや事業者のマニュアル等に則って適切に行うこと
提言 2	午睡時の呼吸等の確認が確実にできる保育環境を整えること
提言 3	重大事故が発生しやすい睡眠中の保育について、その寝かしつけ方や日頃の様子などについては、十分に家庭と連携を図ること
重大事故発生時の適切な対応に関する提言	
提言 4	重大事故発生時の対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施すること
研修に関する提言	
提言 5	救命処置を始めとした緊急時の対応については、実践的な訓練及び研修を行う機会を十分に確保すること
事故検証のあり方に関する提言	
提言 6	事業者及び保育施設は、重大事故が発生した場合において、現場保存を含め、できるだけ客観的な資料の作成に努めること
提言 7	事業者は、保育施設における重大事故の発生に対し、施設運営者としての責任を果たすこと
職員配置や職員体制に関する提言	
提言 8	業務内容や労働環境に応じた職員配置を行うこと
その他の提言	
提言 9	事業者は、保育施設における保育内容を常に把握するとともに、必要に応じて適切な指導を行うなど、責務を果たすこと

5 今後の対応

報告書については、国の通知に基づき、公表し、国に提出するとともに、都にも情報提供を行う。区内の認可保育施設等に対しては、園長会等の場を通じて、報告書の説明を行っていく。

また、報告書の提言を受け、関係課と連携し、重大事故の再発防止のための具体的な施策の充実を図るとともに、施設や事業者が講じた措置及びその実施状況については、指導検査等において、適時適切に点検・評価を行っていく。